

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 情報提供料

Q. 交際費にならない情報手数料があるそうですが、どのようなものですか？

A. 情報提供業者に対する手数料及び一定の要件を満たす情報手数料は、交際費にはなりません。

会社が、情報提供や取引の仲介を業としている者に対して、情報提供等の対価として金品を交付する場合、その交付する金品は、手数料として損金処理することが認められます。

しかしながら、会社が、これら情報提供等を行うことを業としていない非事業者に対して、情報提供等の対価として金品を交付した場合は、原則として、その費用は交際費に該当することになります。

これはその交付した謝礼金等が、情報提供等に対する正当な対価と認められるかどうか判然としないからであり、例えば、その金品の交付が、次の要件のすべてを満たしているなど、その金品の交付が正当な対価の支払であるとはっきり認められるときは、その交付に要した費用は、交際費に該当しないものとして扱われます。

- ①その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること。
- ②提供を受ける役務の内容が、その契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。
- ③その交付した金品の価額が、その提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。

★ 同業団体等の会費

Q. 所属する同業者団体から会費の請求が来ました。この会費は、どのような取扱いになるのですか？

A. 会費の内容によって処理が違います。

- ①通常会費(同業団体等がその構成員のために行う広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生その他同業団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額として支出する会費)は、その支出をした事業年度の損金の額に算入する。

ただし、その同業団体等においてその受け入れた通常会費につき不相当に多額の剰余金が生じていると認められる場合には、その剰余金が生じた時以後に支出する通常会費については、その剰余金の額が適正な額になるまでは、前払費用として損金の額に算入しない。

- ②その他の会費(同業団体等が次のような目的のために支出する費用の分担額として支

出する会費)については、前払費用とし、その同業団体等がこれらの支出をした日にその費途に応じてその法人がその支出をしたものとする。

イ. 会館その他特別な施設の取得又は改良

ロ. 会員相互の共済

ハ. 会員相互又は業界の関係先等との懇親等

ニ. 政治献金その他の寄附

通常会費として支出したものであっても、その全部又は一部が当該同業団体等において②に掲げるような目的のための支出に充てられた場合には、その会費の額のうちその充てられた部分に対応する部分の金額については、その他の会費に該当することに留意する。

ただし、その同業団体等における支出が当該同業団体等の業務運営の一環として通常要すると認められる程度のものである場合には、この限りでない。

①の場合において、同業団体等の役員又は使用人に対する賞与又は退職給与の支給に充てるために引き当てられた金額で適正と認められるものは、剰余金の額に含めないことができる。

★ 会社が保有する有価証券の評価

Q. 有価証券は期末において、どのように評価すればいいのですか？

A. 売買目的有価証券と売買目的外有価証券とで評価が違います。

法人税法では、有価証券を保有目的に応じて、大きく売買目的有価証券と売買目的外有価証券に区分しており、さらに売買目的外有価証券については、満期保有目的等有価証券とその他有価証券に区分しています。期末の評価額は、それぞれ次のようになっています。

① 売買目的有価証券

売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券をいい、これらの有価証券には時価法が適用され、時価と帳簿価額との差額が評価益又は評価損として税務上の益金又は損金の額に算入されます。

また、売買目的外有価証券とは、売買目的有価証券以外に区分される有価証券をいい、償還有価証券と償還有価証券以外の有価証券に区分し、それぞれ次のように評価します。

② 売買目的有価証券以外

イ 償還有価証券

償却原価法により計算した金額をもって期末評価額とし、金利調整差額としてその帳簿価額に加算又は減算した金額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入します。

ロ 償還有価証券以外の有価証券

原価法が適用され、帳簿価額で評価します。

相 続 税

★ 贈与税の配偶者控除

Q. 相続開始前3年以内に贈与税の配偶者控除を受けている場合、相続では、どのような取扱いになりますか？

A. 相続税の課税価格に算入されません。

婚姻期間が20年以上である配偶者から、次の居住用不動産を贈与された場合には、贈与税の基礎控除のほかに2,000万円を控除してくれる特例があります。これを贈与税の配偶者控除といいます。

①もっぱら居住の用に供する土地もしくは土地の上に存する権利又は家屋(居住用不動産)で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるもの

②居住用不動産を取得するための金銭で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産の取得に充てられ、かつ、受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合におけるその金銭の額

ところで、相続税では、相続開始前3年以内にその相続に係る被相続人から財産の贈与を受けている場合には、その財産の価額を相続財産に含めて相続税を計算することになっていますが、この贈与税の配偶者控除の適用を受けた財産は対象外となっています。

また、相続の年にこの贈与をした場合に、その居住用不動産の価額を贈与税の課税価格に算入することとして相続税の申告時に一定の手続きをした場合には、相続税の対象になりません。

贈 与 税

★ 結婚・子育て資金の一括贈与の特例の改正

Q. 平成28年度の税制改正では、結婚・子育て資金の一括贈与の特例が改正されたようですが、どのように改正されたのですか？

A. 対象となる不妊治療に要する費用に薬局に支払われるものが含まれること等が明確化されました。

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度の特例とは、20歳以上50歳未満の者(受贈者)が、結婚・子育て資金を受贈者の直系尊属(父母や祖父母など「贈与者)から贈与等を受けた場合に、1,000万円までの金額について、贈与税が非課税となる制度です。

平成28年度の税制改正では、次のようにこの制度の対象となる不妊治療に要する費用に薬局に支払われるものが含まれること等が明確化されました。

①不妊治療又は妊娠に係る費用

不妊治療に係る医薬品(処方箋に基づき調剤されたものに限ります。)に要する費用及び妊娠に基因する疾患の治療に要する費用(医薬品に要する費用を含みます。)並びに支払先として薬局が明記されました。

②出産に係る費用

出産に基因する疾患の治療に要する費用(医薬品に要する費用を含みます。)及び産後の健康診査に要する費用並びに支払先として薬局が明記されました。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippan.joho/pamph/sozoku-zoyo/201504/pdf/01-01.pdf>